

財務省令第四十三号

関税込率法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十一号）及び関税込率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十五年政令第四百十三号）の施行に伴い、並びに関係政令の規定に基づき、関税法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

財務大臣 塩川 正十郎

関税法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令

（関税法施行規則の一部改正）

第一条 関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第一条の三を第二条とし、第一条の二を第一条の三とし、第一条中「関税法（昭和二十九年法律第六十一号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の二とし、第一条として次の一条を加える。

（国税通則法施行規則の準用）

第一条 国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）第一条（交付送達の手続）の規定は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号。以下「法」という。）第二条の四（書類の送達等

()において準用する国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十二条(書類の送達)の規定により交付送達を行う場合について準用する。

第八条中「第五十一条の十一第二号」を「第五十一条の十一第二号イ」に改める。

(関税暫定措置法施行規則の一部改正)

第二条 関税暫定措置法施行規則(昭和四十四年大蔵省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表中	<p>「三・五 魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)、くん製した魚(くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)</p>
-----	--

「第二類	肉及び食用のくず肉
	原産品である第一類に該当する物品からの製造(加工を含む。以下この表において同じ。)

を

別表中	第三類
「	四・八
七・一二	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）のうち 卵黄以外のもの（乾燥したもの以外のものに限る。）
菜、根又は塊茎からの	原産品である第三類に該当する物品からの製造
を	原産品である第四・七項に該当する物品からの製造 に改める。

第七類	食用の野菜、根及び塊茎	— 調製したものを除く。)	— 製造	原産品である第七類に 該当する物品からの製 造	に改める。
一一・八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）	別表第八類の項中「果実又はナット」を「第八類に該当する物品」に改める。 別表第一一類の項の次に次の四項を加える。	原産品である第一二類 に該当する物品からの 製造		
一一・一一	海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいつて				

ないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）のうち

主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品

一三・二

植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシツクナー（変性させてあるかないかを問わない。）のうち

植物性の液汁及びエキス

寒天

原産品である第七類又は第八類に該当する物品からの製造

第一三・二項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四 %以下となる製造に限る。）

原産品である第一二・

<p>一五・四</p>	<p>魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）のうち 海棲哺乳動物の油脂及びその分別物</p>	<p>一二項の海藻その他の藻類からの製造 原産品である第一類に該当する物品からの製造</p>
<p>別表第一六類の項中「動物（生きているものに限る。）</p>	<p>魚、甲殻類、軟体動物その他の水棲無脊椎動物」を「第一類又は第三類に該当する物品」に改める。</p>	
<p>別表第一七・二</p>	<p>二の項を次のように改める。 その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。） 糖水（香料又は着色料を加えてないものに限る。） 人造はちみつ（天然はちみつを混合してある。）</p>	

別表第一九・ 一九・二	一の項の次に次の二項を加える。 スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、	二の項の次に次の一項を加える。 糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）	<p>るかないかを問わない。）及びカラメルのうち 乳糖及び乳糖水</p> <p>かえで糖及びかえで糖水並びにハイ・テスト・モ ラセス</p> <p>化学的に純粹な果糖</p>	<p>原産品である第四類に 該当する物品からの製 造</p> <p>原産品である第一二・ 一二項に該当する物品 からの製造</p> <p>第一七・二項の化学 的に純粹な果糖以外の 物品からの製造</p> <p>原産品である第一二・ 一二項に該当する物品 からの製造</p>
----------------	--	---	---	--

<p>一九・四</p>	<p>ニヨッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクス（調製してあるかないかを問わない。）のうち クースクス</p>	<p>原産品である第一類 に該当する物品からの製造</p>
<p>一九・四</p>	<p>穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>原産品である第一類 に該当する物品からの製造</p>

<p>二二・一</p>	<p>コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもとした調製品、コーヒー、茶又はマテをもとした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物のうち コーヒー、茶又はマテをもとした調製品のうち ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三 % 以上のもの以外のもの</p>	<p>二二・一 一項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四 % 以下となる製造に限る。）</p>
<p>別表第二二・六 二二・六</p>	<p>六の項を次のように改める。 調製食料品（他の項に該当するものを除く。） (1) たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質のうち ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾</p>	<p>二二・六 六項に該当</p>

乾燥状態において全重量の三 %以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の八 %以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五グラム未満のものを除く。）以外のもの

(2) その他のものうち

ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三 %以上の調製品及び米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三 %を超える調製食品以外のものうち

糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）、チューインガム及びびこんにや

する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四 %以下となる製造に限る。）

く以外のもの

飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が・五%を超えるものに限る。）

その他のもの

飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が・五%を超えるものに限る。）

）及び第二二・八項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四 % 以下となる製造に限る。）

第二一・六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四 % 以下となる製造に限る。）

附 則

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。